

自転車用ヘルメットの購入費を補助します

この機会にヘルメットを
購入しましょう！



1 申込できる方

次の要件を全て満たす方

- ・ヘルメット購入時と申請時に、
相模原市に住民登録のある方（年齢は問いません）
- ・自転車利用ハンドブック（別紙）で学んでいただける方
- ・購入したヘルメットをご自身で着用していただける方

2 補助対象となる自転車用ヘルメット

- ・令和6年4月1日（月）以降に購入した新品の自転車用ヘルメット
 - ・SGマーク、JCFマーク（公認、推奨）、CEマーク（EN1078、1080）、GSマーク、CPSCマーク（1203）などの安全基準の認証を受けているもの
- ※購入するヘルメットが上記の安全基準の認証を受けているかは、購入先にご確認ください。



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

3 補助金額

上限3,000円（税込）

※1人1個まで。購入金額が3,000円未満の場合は、購入金額が補助金額となります。

※付属品や送料などは補助の対象外となります。

※各種ポイント、クーポン、ギフト券、商品券などでの購入分は、補助の対象外となります。

4 受付期間

令和6年5月15日（水）から11月30日（土）まで（必着）

※申込順となります。予算額（1万個分）に達した時点で、受け付けは終了します。

5 購入～申込の流れ

①ヘルメットの購入（4月1日以降）

購入の際は、安全基準の認証を受けているかを確認してください。また、

領収書又はレシートを忘れずに受け取ってください。

※購入先の指定は行いません。インターネットでの購入も可能ですが、領収書が発行できる購入先にて購入してください。支払明細書や納品書では、要件を満たさない場合がありますので、ご注意ください。

※個人間売買やフリーマーケットサイト等での購入分は、補助の対象外となります。

②自転車利用ハンドブックで学ぶ

自転車利用ハンドブック（別紙）をご覧ください、自転車に乗る際のルールやマナーをご確認ください。

③補助金の申込（5月15日から）

◆市ホームページでの申請の場合

右の二次元コードから市ホームページにアクセスし、専用フォームから必要事項を入力してください。

また、次の書類の写真データ等を添付してください。



- ・領収書又はレシート等
※領収日及び購入した店舗名、購入者名が記載され、ヘルメットを購入したことが分かるものに限りませす。
- ・ヘルメットを使用する方の本人確認書類
（免許証、マイナンバーカードなど）
- ・振込先口座の情報が確認できる書類（通帳又はキャッシュカード）
- ・安全基準の認証を受けていることが分かるもの
（ヘルメットに貼られた認証マークの写真、認証マークが印刷された保証書等）

◆紙での申請の場合

交通・地域安全課へ次の書類を郵送又は持参してください。

- ・補助金交付申請書兼報告書兼請求書（別紙）
※ご本人が申請する場合は「本人申請用」を、未成年者（18歳未満）の申請を保護者が代わりに行う場合や、同一世帯内の複数人で申請する場合は「保護者・世帯申請用」を使用してください。
- ・領収書又はレシート等の写し
※領収日及び購入した店舗名、購入者名が記載され、ヘルメットを購入したことが分かるものに限りませす。
- ・ヘルメットを使用する方の本人確認書類の写し
（免許証、マイナンバーカードなど）

- ・ 振込先口座の情報が確認できる書類
(通帳又はキャッシュカード等の写し)
- ・ 安全基準の認証を受けていることが分かるもの
(ヘルメットに貼られた認証マークの写真、認証マークが印刷された保証書等の写し)

◆委任状について

未成年者(18歳未満)の申請を保護者が代わりに行う場合や、同一世帯内の複数人で申請する場合は、委任状は不要です。

ただし、世帯が別の場合で、申請する方とヘルメットを使用する方が異なる場合は、委任状が必要となります。

委任状が必要な場合、市ホームページからの申請はできませんので、お手数ですが、紙での申請をお願いします。なお、委任状の様式は任意ですが、参考様式を市ホームページに掲載します。また、申請する方(代理人)の本人確認書類の写しが必要です。

④補助金の交付(市が実施)

補助の要件を満たしているかなどを確認し、交付決定通知書を郵送するとともに、指定された口座へ補助金を振り込みます。申込を受け付けてから交付までには数か月かかりますが、個別の手続き状況についてのお問い合わせにはお答えできません。

※要件を満たしていない場合や書類に不備がある場合には補助金を交付することができませんので、その際は個別にご連絡します。

⑤その後

購入したヘルメットを自転車利用時に着用し、自転車利用ハンドブックに記載されている交通ルールやマナーを順守して運転してください。

6 注意点

- ・ 申込順のため予算には限りがあります。申込をしても、補助金の交付を受けられない場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 令和6年3月31日(日)以前に購入したものは、補助対象外となります。
- ・ 購入したヘルメットは、譲渡・転売・返品はできません。

7 書類提出先・問い合わせ先

市民局 交通・地域安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15(第2別館4階)

電話: 042-769-8229(直通)

記入例

相模原市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼報告書兼請求書（保護者・世帯申請用）

令和6年 5月15日

相模原市長 あて

住所 相模原市中央区中央2-11-15

- ・本人申請用も記入する内容は同様です。
- ・同一世帯で5人以上申請する場合は、この用紙をもう1枚記入してください。

申請者
(保護者)

氏名 相模 太郎

相模

氏名を手書きする場合は押印不要

電話 042-769-8229

相模原市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。また、同要綱第7条の規定に基づき、交付の決定を受けた場合は、交付決定額を請求します。

1 使用者及びヘルメット等

ヘルメットを使用する者			購入したヘルメット		補助金 交付申請額 ※2
フリガナ 氏名	生年月日	申請者 との関係	メーカー 品名・品番	安全認証 ※1	
サガミ タロウ 相模 太郎	平成2年 5月 1日	本人	〇〇〇〇社 CANVAS-URBAN	JCF	¥ 3,000 円
サガミ ハナコ 相模 花子	平成2年 11月 30日	妻	△△△△社 AB-TK08	CE	¥ 2,500 円
サガミ ケンタ 相模 賢太	平成27年 6月 15日	子	□□□□社 CHB5157	SG	¥ 3,000 円
	年 月 日				円
補助金交付申請額合計（交付決定額）					¥ 8,500 円

購入額 4,500 円の場合
⇒ 交付申請額は 3,000 円

※1 安全認証：SG、JCF、CE、GS、CPSCなどを記載

※2 補助金交付申請額：購入額が3,000円以上の場合は3,000円、3,000円未満の場合は購入額を記載

2 振込先口座

相模原市会計管理者
上記の支払金は、下記
また、請求者と口座名

本市の指定金融機関である横浜銀行の口座をお持ちの方は、
横浜銀行の口座への振込にご協力をお願いします。

支払金の受領と認めます。

横浜		〇〇〇							
銀行・信用金庫・信用組合・農協		本店・支店・支所・出張所							
種類	普通・当座・別段	口座番号 (右づめ)	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	サガミ タロウ								
口座名義	相模 太郎								

注意事項

- ・申請者の氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。
- ・裏面記載の誓約事項・確認事項にチェックし、添付書類（4点）を添付してください。

【市担当課処理欄】	確認 方法		確認者	
-----------	----------	--	-----	--